ダム建設と知事の反乱

畠山武道

⑴ 一九九七年、国は、ダム・堰などの大型河川改修に対する批判の高まりや政権交代の影響をうけて河川法を改正し、画期的といわれる住民参加手続を設けた。これは、河川整備計画の案の作成にあたり住民意見を反映させるための措置をとり、さらに計画の決定にあたり知事や市町村長の意見を聴くというものである。この法改正をうけて全国に河川整備委員会や流域委員会が設置され、河川整備の方向や内容が検討されることになった。

しかしこの改正河川法の趣旨は国によって骨抜きにされ、ほとんど機能していない。その実態は、全国の流域委員会が出した結論をみれば一目瞭然である。

その中で、淀川水系流域委員会は、発足当初から運営について高い自律を保ち、二〇〇八年四月には、国土交通省の提案する四つのダム建設を「適切でない」とする意見をまとめた（最終意見の公表は九月）。しかし、同年六月、国土交通省は委員会の意見を無視して四つのダム建設を盛り込んだ河川整備計画の案を作成し、知事に同意をせまった。

川辺川ダム計画についても、国土交通省は、二〇〇七年五月、ダム建設を含む球磨川水系に係わる河川整備基本方針を、当時の熊本県知事の意向を無視して決定し、官報で公表した。さらに国土交通省は、県内各地で「川づくり報告会」を開催すると、ダム計画を盛り込んだ河川整備計画の案を作成し、二〇〇八年八月、新知事に整備計画（原案）の同意を求めたのである。

⑵ 二〇〇八年九月、熊本県知事は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、国土交通省に対して「ダムによらない治水対策」の検討を極限まで追求することを強く求めると表明した。また一一月には、大阪、京都、滋賀、三重の四知事が、国土交通省が淀川水系で提案する四つのダムのうち、大戸川ダムに反対する共同意見を発表した。これらの言動は、物言う知事、知事の反乱などと、マスコミの賞賛をあびた。ある知事は、「地方のことは住民の付託を受けた首長が責任をもって決める」と意気軒昂である。しかし、この論理に落とし穴はないのか。

たとえば、（新）熊本県知事は、川辺川ダム計画について「住民の意見では決めない。自分が決めたら反対の意見の人は苦渋の選択をしてもらう」と繰り返し述べ、県議会野党やダム反対派からも一任をとりつけた。しかし知事は、前知事が決定した荒瀬ダム撤去事業を、水力発電はクリーンエネルギーである、撤去に費用がかかるなどと述べ、早々と中止してしまった。こうした動きが、地元の長や住民の危機感を高めた。ダムサイト用地のある相良村長や最大の受益地である人吉市長が建設反対を表明し、同年八月に人吉市で開催された反対集会には、前相良村長、前知事ら、それに多数の住民が参加し、知事批判の声が会場に鳴り響いた。また、この流れをみて与党議員らも中立を決め込んでしまった。こうした中で、知事は、白紙撤回を表明した。自ら決意した反乱というよりは、白紙撤回に追い込まれたというのが正しいだろう。

⑶ 「地方のことは住民の付託を受けた首長が責任をもって決める」という主張は、国に対してはインパクトがあるが、住民や市町村長に対しては通用しない。住民の付託は無条件・無限定ではなく、知事の独善や独走を防ぐためにこそ、住民や長の確かな意思表示が必要である。今回の知事の反乱は、そのことを教えていると思う。

〈はたけやま たけみち・上智大学地球環境学研究科教授〉